

令和5年度 沼田市立川田小学校「いじめ防止基本方針」

■ 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という雰囲気の学校をつくる。
- (2) 「わかる授業・楽しい授業」「学級経営の充実」によって、確かな学力を身につけ、自己有用感をもった児童を育成する。
- (3) いじめの早期発見・早期対応によって、楽しい学校生活を送れるようにする。
- (4) 状況に応じて警察に相談・通報し、学校と警察が連携した対応を図る。

★自己有用感とは★

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があつて感じることで自己の有用性のことを自己有用感と呼ぶ。他者から認められていないと感じられた子供は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。相手を貶めて自分の存在を相対的に高めるといふ必要がないからである。さらには、相手のことも認めることができるようになっていく。すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながると本校では捉えた。

■ 2 いじめ防止等の校内組織

学校評価委員会（徳の部が兼ねる）

構 成 員	役 割
校長・教頭	・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・「いじめは人間として許されない」という雰囲気を醸成 ・学校通信やwebページ等でいじめ防止の取組について情報発信
教務主任	・生徒指導の機能を生かした授業作りの推進など、教育課程の質的管理
生徒指導主任	・生徒指導部会の開催 ・いじめ問題に関する情報収集と記録、共通理解 ・関係機関との連絡・調整
人権主任	・人権感覚の育成に向けての啓発
養護教諭・教育相談主任	・保健室における相談状況等報告 ・教育相談実施状況報告・気になる児童への対応の提案 ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整
道徳教育推進教員	・児童いじめ防止委員会の指導・運営（集会・挨拶運動・放送・標語・掲示等）
特別支援教育C	・特別な支援を必要とする児童の実態把握と支援方法等の情報提供
スクールカウンセラー	・加害・被害児童や保護者への対応、学校の相談体勢へのアセスメント

■ 3 未然防止にむけた取組

- (1) 「わかる授業・楽しい授業」
 - ・すべての児童生徒が授業に参加できる授業場面で活躍できるための授業改善をする。
 - ・「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、生徒指導の3つの機能を活かした授業づくりに全教職員で取り組む。
- (2) 「学級経営の充実」
 - ・児童生徒の発言やがんばり、よさを多面的に認める。
 - ・児童生徒同士で認め合える場を設定する。
- (3) 児童いじめ防止委員会
 - ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受けた本校のいじめ防止スローガンを決定し、学校全体として統一した取組（集会の実施・挨拶運動・放送での呼びかけ等）を進める。
- (4) 教職員の人権感覚の高揚
 - ・児童生徒一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も大切な部分であることを自覚する。
- (5) SNS利用についての指導
 - ・日々の授業や道徳の授業においてSNSを利用する際の注意点などを指導する。保護者にも意識を高めるために情報モラル教育などについての講演会を企画し啓発していく。

■ 4 早期発見にむけた取組

- (1) 課題予防的生徒指導を主軸とした情報交換を密にし、未然防止から早期発見、早期解消に向けた取組について検討する。
- (2) 朝の健康観察を丁寧に行い、児童の心身の状況を把握します。また、授業中のもとより、休み時間・給食・清掃等で一人一人が活躍できるよう、配慮するとともに、丁寧に観察する。
- (3) いじめと悩みに関するアンケートを毎月行う。保護者アンケートを実施する。結果を全職員で確認して指導に生かす。
 - ・ICTリテラシーの向上を通じた、ネットいじめやネット依存の防止
- (4) 気になる子の保護者へは積極的に声をかけながら、保護者との連携を密にする。
- (5) SOSの出し方に関する教育の実施
 - ・SOSの出し方に関する教育の実施（意図的・計画的に年1回以上行う。）

■ 5 早期解消にむけた取組

- (1) いじめられている児童への対応
 - ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
 - ・担任を中心に、児童生徒が話しやすい教師が対応し、いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- (2) いじめている児童への対応
 - ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、自分はどうすべきだったのか、また、被害者の辛さに気付かせ、これからどうしていくのかを内省させる。
- (3) 傍観者への指導
 - ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
 - ・いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- (4) 教育委員会及び関係機関との連携

■ 6 重大事態への対応

- (1) いじめの疑いに関する情報
 - 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
 - いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告
- (2) 重大事態の発生
 - 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
- (3) 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

【学校を調査主体とした場合】

○学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

○調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。関係者の個人情報に十分配慮。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

○調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

【学校の設置者が調査主体となる場合】

○設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力